

個人質問

議会事務局 処 理 欄	令和6年8月20日 11時27分 受付
	質 問 順 位 第 13 番

武豊町議会議長 青木 信哉 殿
武豊町議会議員 梶田 進

一般質問の通告について

令和6年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質 問 事 項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
1. 学校給食の無償化を求める	【趣旨説明】 学校給食費の無料化を求める一般質問は、これまでもたびたび行ってきました。当局の答弁は学校給食法第11条に、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。という規定を根拠に給食費の無償化を実施する考えはない。との答弁が繰り返されてきました。一方、憲法第26条第2項で、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。と規定されています。 これまでの質問の中で、すべての給食費の無償化ができないのならば、一部の条件の下での無償化についての実施についても質問しましたが、一部法定の下での無償化の実施においてのみ行っているとしてそれ以外の無償化については、拒否されています。 しかし、学校給食法において学校給食の目的について、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導に実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。としています。学校給食は重要な教育の一環であることを明確に示しています。 令和5年第2回定例会の答弁について、再質問と具体的内容について以下質問します。

- ① これまでの答弁で、法１１条に基づき食材費については保護者負担と定められており、無償化の対象ではないから、無償化はしないという考えを直されたい。
- また、昭和２９年９月２８日付の文部事務次官通達では、法第１１条の解釈について「保護者の経済的負担の現状から見て、地方自治体が給食費の一部を補助することを禁止する意図ではない」としており、このことから本町ではこれまで、要保護児童生徒援助制度や特別支援教育就学奨励制度の対象費目に給食費を含め、保護者負担の軽減を図っている。以上の負担軽減の適用に対する規則と対象人員はどのようなになっていますか。
- ② 要保護児童生徒援助制度の生活保護世帯の枠を町独自の施策として拡充しているとのことですが、その内容として住民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯なども対象としている。それぞれの対象人員と拡充内容はどのようなになっていますか。
- ③ 学校給食法で記されている「食育」とは何を意味する言葉ですか。
- ④ 現在、学校給食費の集金方法はどのようにおこなわれていますか。
- ⑤ 当町で全児童生徒の給食費を全額無償化、半額無償化、小中学校第２子半額・第３子全額無償化、小学校・中学校給食費をそれぞれ全額無償化した場合、費用はどの程度必要となりますか。
- ⑥ 昨年度の質問時点では、愛知県での給食費無償化実施自治体は３市町村（予定含む）でした。現在は完全無償化７市町村、半額補助が３市町、一部無償化が７市町となっています。そのほか給食材料費値上がり分の補助をしている市町があります。
- 全額無償化、半額無償化、一部無償化を実施している市町村は確実に増加しています。無償化を実施しないというかたくな態度の緩和をすべき時期であると考えますが、どのように考えられますか。
- ⑦ 現在、実施されています給食賄い材料費の値上がり分、小学校で４０円、中学校で５０円の助成は引き続き行い、給食費引き上げは行なわないでいただきたいが、どのように考えておられますか。
- ⑧ 全国の都道府県で自治体が給食費の無償化を実施した場合、青森県が小中学校全額、東京都・和歌山県が小中学校半額、沖縄県が中学校半額助成するようになっています。財政規模が東京都に次いで大きい愛知県に対して半額助成を求めながら、給食費無償化を実施することも視野に入れることが必要であると考えますが、どのように考えられますか。